

総合計画／実施計画書 兼 事業事業評価シート

事業期間 H20 ～ H22

担当部局	部局名	教育委員会
	課室名	学校教育課

1. 基本施策名等（基本計画における「基本施策名」等を記入）		
基本施策ID	基本 施 策 名	
1 - 3 - 1	子どものたくましく生きる力、感性豊かな個性、確かな学力を育てる	
重点施策ID	重 点 施 策 名	
- - -		

2. 事業名等				
事業名	特別支援教育の推進	事業区分	②	①新規 ②継続 ③その他 ()
細事業名		実施形態	①	①毎年 ②隔年 ③その他 ()
事業主体	市		①	①直営 ②指定管理 ③委託 ④その他 ()
事業種別	① ①自治事務 ②法定受託事務			
実施期間	平成 19 年度 ～ 平成 22 年度	根拠法規		
各種の計画への反映 (=根拠計画)	豊後大野市総合教育計画	事業ID	25001	

3. 事業の内容等			
事業の背景 文部科学省は、特別支援教育の対象を通常の学校・学年で学ぶ軽度発達障がい児童・生徒まで拡張した。また、平成17年4月1日の発達障害者支援法施行に伴い、発達障がい児・者に対する支援に係る行政の責任が明示され、特に平成19年度からは教育における支援体制を確立することが義務づけられた。	補助事業	名称	
		補助率	国 1/ 県 1/ その他 1/
	起債の種類	① ② ③	

事業の目的及び対象		事業概要	
【目的】 障がいのある幼児・児童・生徒及びその保護者に対し、自立と社会参加に資する関係者との協議・相談の場の設定及び人的な支援体制の整備を行う。	【対象】 幼稚園、小・中学校在籍障がい児等	特別支援連携 ・医師や学校保健関係者等による特別支援連携協議会により、子どもの特性に応じた支援体制を確立する。 教育相談支援 ・発達障がい等のある幼児の早期支援及び就学指導への教育相談を実施実施する。 人的支援 ・特別支援学級や通常学級在籍の発達障がい児等を支援する臨時講師や支援員の派遣を行う。	前年度の評価 E 維持
		評価結果に基づき見直した内容	

4. 予算・決算の状況 (単位：千円)								
財源内訳		H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23～
予 算	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	その他							
	一般財源計			11,676	41,170	51,022	51,022	51,022
決 算	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	その他			11,083				
	一般財源計			11,083				

5. 実績及び達成目標等			
過去3年間の事業実績と課題			受入職場の確保
平成17年度	平成18年度	平成19年度	課 題
【実績】	【実績】	【実績】 臨時講師・支援員 6	支援を必要とする児童・生徒の増加による臨時講師や支援員の確保

達成目標と前年度までの進捗状況……事業成果の目標となる指標と目標数値							
活動指標	①特別支援連携協議会の開催回数 ②相談支援チームの設置件数						
効率指標	前年度決算額 > 当該年度決算額 ⇒ 平成21年度は、コスト評価（経済性、効率性、効果性）を実施する。						
成果指標	教諭・臨時講師・支援員数						
	単 位 人						
年度	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	備 考
種 別			人	人	人	人	
目標値			6	24	31	31	
実績値			6				
達成率			100.0%				
備 考							

総合計画／実施計画書 兼 事業事業評価シート

評価対象年度 H19 年度

評価実施年度 H20 年度

担当部局	部局名	教育委員会
	課室名	学校教育課

6. 前年度の事業評価				評価に関する視点	
事業の 必要性	1 2 3 4 5 低い ← → 高い	評価	5	時代や市民ニーズの変化への対応、事業目的の緊急性、重要性、さらには他の自治体の動向等を踏まえて評価する。	
理由	全ての園児・児童・生徒が等しく教育を受けるために、特別支援教育の充実は必要である。				
行政の 与	1 2 3 4 5 不要 ← → 必要	評価	5	この事業は行政が実施しなければならない事業なのか、民間でサービスを提供できないのか等、民間との役割分担を考慮して評価する。	
理由	発達障害者支援法施行により、市町村は支援の体制の整備、その他必要な措置を講じるものとされているため。				
手段の 妥当性	1 2 3 4 5 低い ← → 高い	評価	4	行政がこの事業を行うこととした場合、事業実施の方法は妥当か、効率的な方法なのか等、外部委託や受益者負担等を含めて評価する。	
理由	この事業は、園児・児童・生徒・学校現場及び行政が協議して行うものであり、事業実施形態の維持が望ましいため。				
事業の 効果	1 2 3 4 5 低い ← → 高い	評価	5	事業の効果は上がっているのか、事業は効率的に実施できたのか、事業経費は事業実績と比べてどうか等、費用対効果も含めて評価する。	
理由	特別支援を推進することにより、園児・児童・生徒の教育を受ける平等性が保たれるため。				
事業の 予算	1 2 3 4 5 減額 ← → 増額	評価	5	全ての行政経費の削減が求められる中で、予算を減額できないか、できないのであればその理由はなぜか等、事業経費の面について評価する。	
理由	一人ひとりの教育的ニーズにを把握し、ケース別に支援できる体制が望ましいため。				
人 体 員 制	1 2 3 4 5 減員 ← → 増員	評価	3	事業経費と同様、職員全体を削減せざるを得ない状況の中で、組織の見直し、グループ制の活用、外部委託等の様々な手法を含めて評価する。	
理由	嘱託職員で対応している。年度によっては対象者に差異があり、必要に応じて支援体制を講じることが求められるが、現段階では現状の体制維持が望ましいため。				
事業 規模	A B C D E F 廃止 終了 統合 縮小 維持 拡大	評価	E	今後の事業規模の方向性について、事業の必要性、緊急性、事業経費や担当職員数の増減等を検討し、社会情勢や市民生活への影響等も十分考慮した上で、事業全体としてどのような方向へ進めていくのかを総合的に判断する。	
理由	特別支援教育を必要とする児童・生徒に対しても、教育の平等性を図るため、事業を維持することが望ましい。				
その他、特記事項	事業の内容や事業規模に関する意見、補足説明、事業改善の方向性等、特記すべき事項を記載する。				
平成17年の通知（事務次官通知）には、ケースに応じ、十分な教育を受けられるよう必要な措置を講じるものとされている。臨時講師は、教員免許を有し授業を行うことができ、援助員は軽度発達障がい児等の補助を行う者である。					
部 長	課 長	班 長	担 当 者	内線 2156 E-mail @bungo-ohno.jp	